

国务院法制弁公室「中華人民共和国反不正当競争法（改正草案送審稿）」に対する意見

会社名： 一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

| 条項番号 | 修正提案 | 修正理由 |
|--------|---|---|
| | 今回の改正法が施行されたのち、「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定（中国語名称：关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定）」(国家工商行政管理局1995年公布、1998年改正)は改正又は廃止されるのか、現行の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定（中国語名称：关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定）」と今回の改正法との関係を明確にしていきたい。 | 現行の営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定と、反不正当競争法（改正草案送審稿）とでは、重複しているところがあり、ユーザーが混乱する恐れがあるため。 |
| 第5条（3） | 「企業名称の屋号」ではなく単に「企業名称」に修正いただきたい。 | 「最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈（中国語名称：最高人民法院關於審理不正当競争民事案件応用法律若干問題的解釋）」(2007年1月12日公布)の「第6条： 企業登録主管機関が法に基づき企業の名称を登録する場合、及び中国国内で外国（地区）企業の名称を商業的に使用する場合、反不正競争法第5条（3）項に規定する“企業名称”と認定しなければならない。」とありこの場合既に不正競争と認定されているのであるから「屋号」の限定を行うことは現状解釈を狭くするため。 |
| 第5条（4） | 「著名な企業と企業グループの名称の中の屋号」ではなく「著名な企業と企業グループの名称」に修正いただきたい。 | |
| 第9条（3） | 「取り決め」という文言は意味が広いので、具体的な文言を列挙するなど、意味を限定していただきたい。 | （修正提案に含む） |
| 第14条 | 第14条全体を削除いただきたい。 | 本条の規定は、不正競争法の範囲で一般条項を置くことに該当し、第2章「不正競争行為」における第5条ないし第13条の個別具体的な例示規定の他に規制される余地を生むこととなり、どのような行為が不正競争行為に該当するか予見可能性を欠く結果、法的安定性を著しく害することになるため。 |

| | | |
|---------------------|---|---------------------------------------|
| <p>第22条 第2項</p> | <p>「当該他人が立証責任を負担する」前提として、まず「他人が使用する情報とその営業秘密が実質的に同一であることを証明できる場合」とあるが、「実質的に同一であることを証明する」ことの具体例が分かるように、例えば下位法の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定（中国語名称：关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定）」等で明確にしていきたい。</p> | <p>「実質的に同一を証明する」とことの具体例が不明確であるため。</p> |
|---------------------|---|---------------------------------------|

以上